

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」の各原則の趣旨を踏まえ、体制の強化を図っており、お客さま、地域社会、株主の皆さま、従業員をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼をより確かなものとするため、高いコンプライアンス意識のもと、透明性が高く、公正かつ効率的で健全な経営の実践に努めております。

また、2018年度より2020年度までを計画期間とする第18次中期経営計画「ACTION PLAN 2021」において、コーポレート・ガバナンスとリスク管理態勢の一層の強化を掲げており、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】(政策保有株式)

<政策保有に関する方針>

政策保有株式については、取引先および当行グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合や、地域の開発、振興に寄与し発展に貢献するなどの場合において、保有しております。政策保有株式は、適切にリスク管理・収益管理態勢のもと定期的に検証し、保有の適切性が認められない場合は、取引先企業と十分な対話を経た上で、縮減を進めてまいります。

<保有適否の検証>

個別の政策保有株式について、毎年、取締役会にて、保有目的の適切性、資本コストを考慮した経済合理性等を精査し保有の適否を確認しております。

<議決権の行使基準>

取引先および当行グループの持続的な成長や中長期的な企業価値の向上の観点から踏まえ、総合的に賛否を判断いたします。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当行は、取締役会規定において、取締役の競業取引及び当行と取締役との重要な取引については、あらかじめ取締役会の承認を得ることを定めております。

また、当該取引の完了後遅滞なく、取締役会は実施結果の報告を受け、実施状況を監視しております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

京葉銀行企業年金基金を通じて、以下の通り企業年金の積立金の運用を行っております。

・企業年金基金の運用に関して、受益者の利益のために適切な運用を図るとともに、企業年金の運用に携わる人材の専門性を高めています。

・企業年金基金に対して、当行からは企業年金の運用に適切な資質をもった人材を代議員として選出しています。

・企業年金基金の運用は、資産運用委員会にて決定された運用方針に基づいており、その内容については、受益者の利益の最大化および利益相反取引の適切な管理を目的に、代議員会へ報告を行っています。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当行は、地域金融機関として、地域の発展に寄与・貢献していく高い公共性と社会的責任を有しているほか、地域の活性化を通じたお客さまとの共存・共栄は普遍的な使命であると認識しており、目指す銀行像に、「お客さまに信頼と利便性、高い満足度を提供する魅力のある、活力あふれる銀行」を掲げております。

また、その実現のために全従業員が遵守すべき行動規範を定め、すべてのステークホルダーからの揺るぎない信頼の確立に努めております。

上記の理念に基づき策定された第18次中期経営計画「ACTION PLAN 2021～さらなる飛躍～」においては、「お客さまに寄り添った営業の実践」、「オムニチャネルの構築」、「全従業員が活躍するプロフェッショナル集団への変革」、「ローコストオペレーションと利益拡大」の4つを当行の戦略として位置づけ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

なお、中期経営計画の内容はホームページに掲載しております。

<https://www.keiyobank.co.jp/ir/about/strategy.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

<報酬の決定に関する方針>

・代表取締役、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬、役員賞与及び株式報酬型ストックオプションで構成しております。なお、社外取

締役に対する報酬は、独立性を確保するため固定報酬のみとしております。

・代表取締役、取締役に対する報酬は、役職位ごとの職責や役割に応じた固定報酬及び各事業年度の業績等を勘案した役員賞与を支給することとしております。固定報酬及び役員賞与の金額は、株主総会決議により合わせて年額4億80百万円以内としております。中長期に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入しております。株式報酬型ストックオプションの報酬額は、株主総会決議により年額1億20百万円以内としております。

・監査役に対する報酬は、独立性を確保するためすべて固定報酬とし、監査役の協議により決定されております。固定報酬の金額は、株主総会決議により、年額1億円以内としております。

<報酬額の決定手続>

・各取締役の配分については、株主総会で決議された範囲内で、取締役会の協議により決定しております。
・取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬等諮問委員会を設置いたしました。これに伴い、指名報酬等諮問委員会の協議を経て、取締役と監査役の報酬限度額については株主総会にて、各取締役の報酬については取締役会にて、決定いたします。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

<選解任と指名に関する方針>

・代表取締役については、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を備え、銀行を代表し、職務職責を適切に果たすことができる人物を指名しております。

・代表取締役に不正や重大な法令違反があった場合、解職することがあります。

・社内取締役候補者については、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有する人物を指名しております。

・社外取締役候補者については、豊富な知識と経験を有し、当行の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資する人物を指名しております。

・監査役候補者については、銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験と十分な社会的信用を有する人物を指名しております。

<選解任と指名に関する手続>

取締役会の諮問機関として、指名報酬等諮問委員会を設置いたしました。

・代表取締役の選定・解職については、指名報酬等諮問委員会の協議を経て、取締役会において、決定いたします。

・取締役候補者については、指名報酬等諮問委員会の協議を経て、取締役会に推薦し、取締役会において選任いたします。

・監査役候補者については、指名報酬等諮問委員会の協議を経て、監査役会に推薦し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において選任いたします。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補の選任理由は、「株主総会招集ご通知」の添付書類「株主総会参考書類」において開示しておりますので、ホームページをご参照ください。

https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/pdf/112_shoushu.pdf

[補充原則4 - 1 - 1] (経営陣に対する委任の範囲)

取締役会は、法令で定める事項に加え、取締役会規定において、決議事項の範囲を定め、中期経営計画の策定など業務執行に関し特に重要な事項について決定しております。

また、取締役会決議事項以外の業務執行については、取締役等への権限委譲事項を「職務権限規定」により明確化するとともに、取締役会の下位機関として「経営会議」を設置し、取締役会からの権限委譲事項について、協議・決定しております。

[原則4 - 9] (独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

<独立性判断基準>

当行における社外取締役又は社外監査役は、現在又は最近(注1)において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先(注2)とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先(注3)である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- (4) 当行の主要株主(注4)、又はその業務執行者。
- (5) 次に掲げる者(重要(注5)でない者を除く)の近親者(注6)。
 1. 上記(1)から(4)までに該当する者。
 2. 当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。

(注1) 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。

(注3) 当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。

(注4) 総議決権の10%以上を所有する株主。

(注5) 業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。

(注6) 二親等内の親族。

[補充原則4 - 11 - 1] (取締役会全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮され、活性化を図る観点から、取締役会は、定款で定める範囲内で適切な人数の取締役を選任しております。

現在、取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性に配慮し、当行の業務に精通した社内取締役6名と豊富な知見と経験を有する社外取締役3名で構成されております。

[補充原則4 - 11 - 2] (取締役・監査役の兼任状況)

取締役・監査役の重要な兼任状況は、「株主総会招集ご通知」の添付書類「事業報告」において開示しておりますので、ホームページをご参照ください。

https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/pdf/112_shoushu.pdf

[補充原則4 - 11 - 3] (取締役会全体の実効性についての分析・評価、その結果の概要)

取締役会全体の実効性に関するアンケート調査を各取締役、監査役に対して行い、その結果ならびに意見等を取りまとめ、2018年5月の取締役会において、2017年度の実効性の分析・評価をいたしました。その結果、当行の取締役会は引き続き適切に運営され、実効性は十分に確保されていることを確認いたしました。

なお、当行では2016年度より取締役の員数を削減するとともに、取締役の3分の1を社外取締役とするなど、取締役会の構成を見直し、取締役会がより自由闊達で建設的な議論・意見交換の場となるよう努めてまいりました。

また、昨年度は中期経営計画等の重要な議案については決議に先立ち事前に審議を行うなど、審議時間の確保と議論の活性化に向けた取締役会運営の改善にも継続して取り組んでおります。

今後も引き続き、適時・適切な議案選定などを通じて、取締役会全体の議論をより一層深度あるものとするべく、改善を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役のトレーニング方針)

当行は、取締役及び監査役が期待される役割や責務を適切に果たせるよう、就任時及び就任後も継続的に、必要な情報の提供を行うほか、外部機関による研修等も含め、知識を十分に取得する機会を斡旋し、その必要費用について支援を行います。

また、新たに就任した社外取締役や社外監査役に対し、当行の事業内容などに関する知識、情報を取得する機会も提供します。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

(1)株主との建設的な対話

株主との対話(面談)にあたっては、合理的な範囲で、取締役等が対応することとし、経営企画部担当役員が対話全般について統括しております。

(2)建設的な対話を促進するための体制

株主との対話の窓口は、IRの担当部署である経営企画部とし、経営企画部が営業部門やリスク管理部門と連携し、適切な情報開示を行っております。

(3)株主との対話の手段の充実

株主との対話の手段を充実させるため、IRサイトやディスクロージャー誌、IR説明会等により、分かりやすい情報開示に努めております。

(4)対話における意見のフィードバック

対話において把握された株主の意見等については、適宜、取締役等に報告しております。

(5)インサイダー情報の管理

株主との対話にあたっては、インサイダー取引の未然防止ルールを定めるなど、インサイダー情報の重要性を十分認識し、厳格な管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,145,000	6.11
株式会社千葉銀行	12,213,246	4.62
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10,357,128	3.92
三井住友海上火災保険株式会社	7,518,000	2.84
住友生命保険相互会社	7,122,000	2.69
京葉銀行職員持株会	7,070,482	2.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,438,000	2.43
明治安田生命保険相互会社	5,939,074	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,743,000	2.17
千葉県民共済生活協同組合	5,410,000	2.04

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
齋藤 康	その他													
秋山 勝貞	他の会社の出身者													
内村 廣志	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 康		齋藤康氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。同氏が病院事業管理者を務める千葉市と当行の間には預金及び融資取引があり、同氏が学長を務めていた千葉大学へ研究支援目的で寄付を行っております。いずれの取引も、規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	大学教授として長年培ってきた豊富な知識と学校経営の経験を、当行の経営に活かしていただくため選任しております。また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。

重田 雅行	他の会社の出身者													
花田 力	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野 功		小野功氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。同氏が取締役を務めていた株式会社日立製作所と当行の間には、預金及び融資取引があり、同社へは当行からシステム関連の支払いがあります。また、取締役会長を務めていた株式会社日立ソリューションズと当行の間には、預金取引があり、同社へは当行からシステム関連の支払いがあります。いずれの取引も、規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	企業経営及び金融関係におけるITの専門知識と経験を活かし、有益な意見を述べていただくとともに、外部の視点から当行の経営を監視していただくため選任しております。また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
重田 雅行		重田雅行氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。同氏が代表取締役専務を務めていた株式会社千葉ニュータウンセンターと当行の間には、預金及び融資取引があります。また、農林水産部長を務めていた千葉県、常務取締役を務めていた首都圏新都市鉄道株式会社と当行の間には、それぞれ預金及び融資取引、預金取引があります。いずれの取引も、規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	千葉県水道局長、農林水産部長等を歴任したほか、企業経営で培った幅広い知識と豊富な業務経験を活かし、有益な意見を述べていただくとともに、外部の視点から当行の経営を監視していただくため選任しております。また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
花田 力		花田力氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。同氏が代表取締役会長を務めていた京成電鉄株式会社と当行の間には、預金及び融資取引がありますが、規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	企業経営を通じ培った幅広い知識と豊富な業務経験を活かし、有益な意見を述べていただくとともに、外部の視点から当行の経営を監視していただくため選任しております。また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行では、取締役(社外取締役を除く)の業績向上及び企業価値向上への意欲を高め、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株主重視の経営意識を高めるために株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当行は、株主重視の経営意識を高めるため、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し株式1当たりの行使価格を1円とするストックオプションを割り当てすることとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当行は、事業報告にて、取締役・監査役別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、本報告書の「【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】原則3-1(3)」に記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の職務遂行をサポートするため、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適時行う体制としております。
社外監査役を含む監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を配置しております。また、監査役会において常勤監査役の活動結果や重要な事業活動の状況について報告を行うほか、取締役会議案についても、事前に説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
綿貫 弘一	相談役	経済団体活動、 社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤、報酬有	2011/6/29	委嘱期間上限内 規あり
小島 信夫	相談役	経済団体活動、 社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤、報酬有	2018/6/27	委嘱期間上限内 規あり

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

2名

その他の事項

相談役は経営の意思決定には関与しておらず、経営陣による定例報告等も実施しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と認識し、取締役会及び監査役会を設置し、取締役の職務について厳正な監視を行う体制としております。

取締役会は、独立性の高い社外取締役3名を含む9名で構成され、定時の他、必要に応じて開催し重要事項の決定ならびに業務の執行状況について報告を行っております。また、取締役会が効率的に行われることを補佐するため、取締役会の下位機関として経営会議を設置し、取締役会

付議事項の協議や行内規定に定めた重要事項の決定を行うとともに、執行役員制度の導入により、経営と業務執行の役割分担を明確化し、取締役と執行役員がそれぞれ責任をもって業務を行う体制を確立しています。

監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成されています。常勤監査役は、経営会議の他、各種委員会等に出席し、経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価に基づいた的確な助言を行っております。また、社外監査役は、経営陣から独立した中立的な立場で取締役に出席することにより、経営監視の実効性を高めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、監査役制度を採用しております。監査役5名のうち過半数となる3名が社外監査役であり、監査の透明性及び実効性が確保され、経営監視機能が十分に発揮されているものと判断しております。また、常勤監査役は、当行における業務経験が豊富で経営に対する理解が深く、経営課題に関する適切な助言を行うことで、経営監視の実効性を高めています。

なお、取締役会の的確かつ迅速な意思決定と監督機能の強化を目的として、2016年6月から、取締役の員数を従来の15名から9名へ減員したほか、全体の3分の1となる3名の社外取締役を選任し、ガバナンス体制の高度化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日(6月27日)の22日前(6月5日)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第112期定時株主総会:2018年6月27日開催
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文での提供を行っております。
その他	事業報告の主要事項については、大型スクリーンを使用し、表やグラフなどをビジュアル化し、株主の皆さまに分かり易い説明を行っております。また、ホームページには株主総会招集通知(英訳を作成)を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーに該当する社内規定は作成しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会及び支店IRセミナーを開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております(2018年6月に開催、75名参加)。また、アナリスト、機関投資家との個別ミーティングを行ない、決算状況や経営方針等について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、ディスクロージャー誌、有価証券報告書、アナリスト・機関投資家向け決算説明会資料等を掲載しております。 https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/ir_meeting.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全役職員が遵守すべき当行の行動規範を定め、事業活動を通じて地域経済社会の発展に寄与するとともに、株主をはじめ広く社会とのコミュニケーションを図り、経営情報を積極的かつ公正に、適時適切に開示すること等を明記しています。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>環境保全・CSR活動への取り組みの一環として、「エコプロジェクト」を実施しております。お客さまが税金等各種料金払込「Pay - easy(ペイジー)」で料金を納付した場合、当行が千葉県環境保全を目的とする基金等に対して寄付を実施いたします。</p> <p>安全・安心な道路環境をつくっていかうと考える千葉市が推進する「ちばし道路サポート制度」に参加して、千葉みなと本部周辺の清掃を行っております。</p> <p>ホームヘルパー助成基金の運営、献血の実施、当行役職員の募金による寄付、若手演奏家の育成と芸術文化の振興を目的とした「若い芽のコンサート」への協賛等を行っております。</p> <p>その他、芸術や文化を発信する場として、千葉みなと本部や本店でのショーウィンドーギャラリー等を通して様々な分野の作品を紹介しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>ホームページやディスクロージャー誌等を活用して、適時・適切な情報開示に努めてまいります。</p>
<p>その他</p>	<p>当行では多様な人材がそれぞれの能力を最大限に発揮できる環境整備を目指しております。中でも女性の活躍は人材戦略の重要なテーマと位置づけ、女性行員の「キャリア開発支援」と「就業継続支援」を積極的に推進しています。</p> <p>「働き方改革推進チーム」を設置しており、「育児休業制度・復職前研修制度・育児短時間勤務制度」など仕事と育児の両立を支援する制度を拡充するほか、女性管理職向けのメンター制度を導入するなど、女性の登用にに向けた計画的な人材育成に取り組んでおります。また、女性の登用に関する数値目標を掲げており、今後も多様な人材の活躍に向けた取り組みをさらに推し進めてまいります。</p> <p>なお、詳細はホームページに掲載しております。 https://www.keiyobank.co.jp/ir/work_life/lady.html</p> <p>【女性登用の目標】 指導的地位に占める割合(係長以上の役付行員) 2020年度25% (2017年度実績17.1% 200名)</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムの整備状況

当行では、適正かつ効率的な対応が図れるよう、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を取締役会において決議し、以下の8項目の体制を整備しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 「行動規範」を明文化するとともに、「コンプライアンス規定」を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。また、当行の企業倫理を実践するため、全役職員が日常生活・業務行動におけるコンプライアンスの手引書を指針として活用し、コンプライアンス体制の実効性の向上に努める。
 - b. 代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」、並びに代表取締役を担当役員とするコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
 - c. コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に取締役会の承認を得て、その実施状況について、取締役会に定期的に報告を行う。
 - d. 役職員の法令等に違反する行為を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン規定」を制定し、適切な運用を図る。
 - e. 市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を遮断する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報については、行内規定に則り、適切な保存及び管理を行う。
 - b. 取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - a. 「リスク管理基本規定」をはじめとする各種リスク管理規定を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。
 - b. 各種リスク毎の管理担当部署及び当行全体のリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
 - c. 内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性について、独立した立場から監査を行う。
 - d. 大規模災害等のリスク発生時の対応等を、「緊急時対策規定」及び各種マニュアルに定め、必要に応じて訓練を実施する。
 - e. 取締役会は、定期的にリスク管理に関する報告を受け、必要な決定を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は経営計画のほか、事業年度毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確にし、業務運営及び業績管理を行う。
 - b. 迅速な意思決定と、慎重な審議を行うため、取締役等で構成する「経営会議」を設置する。
 - c. 執行役員制度を設け、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化・効率化を図る。
 - d. 各部門の担当職務及びその権限を明確にするため、「業務分掌規定」等を制定し、取締役の職務執行の効率性確保に努める。
- (5) 当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当行及びその子会社からなる企業集団(以下「京葉銀行グループ」という)における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規定」を制定するとともに、子会社各社(以下「グループ各社」という)に対し、必要に応じて、取締役及び監査役を派遣する。
 - b. グループ各社から当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制を整備し、一体的な経営管理を行う。
 - c. 当行からグループ各社へ必要な指導・助言を行う体制を整備し、京葉銀行グループが効率的な業務運営を確保できる体制を構築する。
 - d. グループ各社のコンプライアンス及びリスク管理等の体制構築につき指導・監督を行うとともに、当行の内部監査部門がグループ各社への内部監査を実施し、京葉銀行グループ全体として、業務の適正が確保されるよう努める。
 - e. 「財務報告に係る内部統制規定」を制定し、京葉銀行グループにおける財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役を補助すべき使用人として、監査役室に監査役補助者を配置するとともに、監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保する。
 - b. 監査役を補助すべき使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 取締役及び使用人は当行またはグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - b. グループ各社の取締役、監査役及び使用人、または、これらの者から報告を受けた者は、当行またはグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項について、直ちに監査役に報告する。
 - c. 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - d. 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、代表取締役及び内部監査部門、会計監査人等と定期的な会合をもち、意見交換を行う。
 - b. 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
 - c. 監査役が職務の執行について生ずる費用についてあらかじめ予算を設けるとともに、監査役よりその職務の遂行上必要な費用の請求を受けたときは、速やかにこれを支払う。

2. リスク管理体制

当行では、リスク管理基本規定をはじめとするリスク管理規定体系を整備し、リスク管理の方針や管理の方法を明確にしています。具体的には、融資・市場・事務・システム等部門毎にリスク管理部署を定め、その特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、リスク管理部リスク管理グループが、リスク管理統括部署として各リスクを統合的に管理し、リスクの把握及びコントロールを行っております。リスクを管理・協議するための組織としては、リスク管理委員会とALM委員会を設置しております。リスク管理委員会は、当行のリスク全般に関する事項について状況の把握と改善策

の検討を行い、各種リスクに対する認識の統一とリスク管理を重視する企業風土の醸成を図るとともに、リスク管理態勢全般の整備・構築を行うことを目的としております。一方ALM委員会は、資産・負債の総合管理について検討し、リスクを極小化して収益を極大化すべく、経営意思決定のための報告・提言を行うことを目的としております。

3. コンプライアンス体制

リスク管理部担当役員をコンプライアンス担当役員とし、リスク管理部コンプライアンス統括グループをコンプライアンス統括部署として明確に定め、定期的に本部関係部署によるコンプライアンス委員会でコンプライアンス全般について協議するとともに、全営業店及び本部各グループに法令遵守担当者を配置し、職場での啓蒙やコンプライアンス研修を行っております。また、銀行員としての行動規範や法令遵守ガイダンス、融資取組時の規範等を盛り込んだコンプライアンスファイルを制定し、日常業務等における指針・手引として活用し意識の徹底を図る等、コンプライアンス態勢の強化に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)

反社会的勢力排除に向けた基本方針として「市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を遮断する」旨を定めております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

総務部総務グループを統括部署とし、反社会的勢力に関する情報を一元管理するとともに、反社会的勢力対策責任者として本部・営業店に「不当要求防止責任者」を配置、その対応並びに外部専門機関との密接な連携を図る体制を整備し、コンプライアンスファイルの「反社会的勢力に関する対応マニュアル」に記載し、本部研修や職場内勉強会を実施する等全役職員に周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当行では、日々の株式売買状況について異常な取引がないか監視するとともに、証券会社等との連絡体制を整えております。なお、銀行株式の取得には、金融商品取引法等に加え、銀行法による規制も受けるため、銀行の議決権を一定割合以上取得しようとする場合には、銀行業務の適切かつ健全な運営を損なわない等、監督官庁の定めた基準を充たす必要があります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

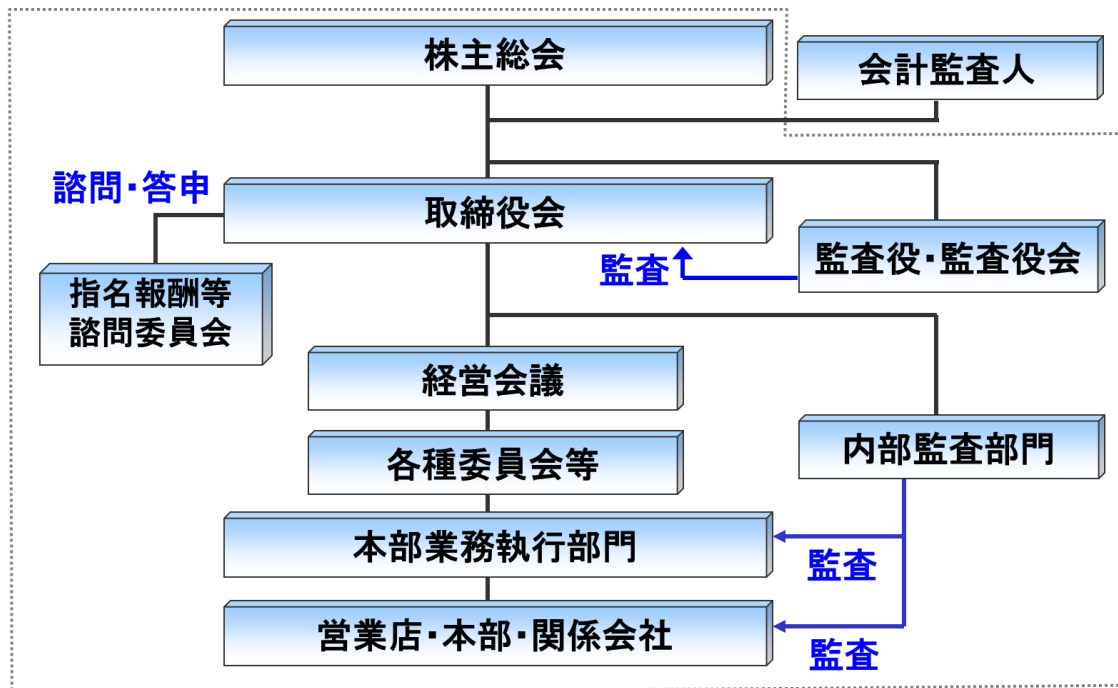
適時開示に係る社内体制

(1) 当行では、経営企画部が適時開示に関する業務を所管しており、各部署および子会社が保有する財務情報やその他の適時開示に関する経営情報を管理し、開示内容や方法等について検討した上で、適時開示規則等に従い公正かつ適時適切な開示を行う体制となっております。

(2) 決定事実に関する情報および決算に関する情報については、取締役会での決定後、速やかに情報開示を行っております。

(3) 発生事実に関する情報については、情報取得後、所管部署と経営企画部において開示の要否の検討および取締役会等における経営層への報告を実施し、速やかに情報開示を行っております。

【コーポレート・ガバナンス図】



【適時開示に係る社内体制図】

